

22 日 獣 発 第 11 号

平成 22 年 4 月 13 日

地方獣医師会会長 各 位

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

獣医師に対する行政処分の公表について

今般、平成 22 年 4 月 7 日付け 21 消安第 12210 号（別添 1）をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から獣医師に対する行政処分がなされた旨と併せて獣医師法をはじめとする関係法令の遵守並びに獣医師倫理の高揚について指導等の徹底を図りたい旨の通知がありました。

獣医師職業倫理の徹底については、これまで獣医師に対する行政処分をはじめ各般の不祥事が発生する都度、貴会会員獣医師に対する指導の徹底をお願いしたところであります。

最近においても、獣医師に対する行政処分に関する通知を受け、平成 21 年 7 月 15 日付け日獣発第 106 号により、獣医師が高度専門職業人としての職業倫理意識を常に発揮するよう、日本獣医師会獣医師倫理綱領（獣医師の誓い—95 年宣言）の精神に立ち返り、再発等の防止に備えられるよう指導の程をお願いしたところであります。

今回の通知を貴会関係獣医師に周知いただくに当たっては、先に通知した獣医師職業倫理の徹底等について（平成 19 年 9 月 3 日付け 19 日獣発第 148 号）の記（別添 2）に十分ご留意いただき貴会関係獣医師に対し改めて獣医師職業倫理の指導・普及に努められますようお願いいたします。

なお、「日本獣医師会獣医師倫理規程集（改訂版）」は、本会ホームページ（<http://nichiju.lin.gr.jp/about/chikai.html>）からダウンロードできることを申し添えます。

本件の照会先：長野 事務局職員

[別添 1]



21消安第12210号
平成22年4月6日

社団法人日本獣医師会
会 長 山根 義久 殿

農林水産省
消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が平成22年4月2日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴職におかれましては、再発防止のため、特に下記について御了知の上、獣医師が社会的信頼に十分こたえられるよう、貴会の獣医師に対して、周知及び指導等を徹底していただきたくお願いします。

記

獣医師法第8条第2項の規定に基づいた処分が行われたことにかんがみ、貴管下の獣医師に対し、獣医師法をはじめとする関係法令の遵守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信用を失うことのないよう努められたい。

(別 紙 略)



[別添2]

獣医師職業倫理の徹底等について

(平成19年9月3日付け19日獣発第148号)

記

- 1 日本獣医師会獣医師倫理関係規程集（平成19年（改訂版））に記載した「獣医師の倫理綱領」及び「動物臨床の行動規範」を会員獣医師が熟知の上、法令遵守をはじめとする獣医師職業倫理の徹底を期すること。

なお、獣医師については罰金以上の刑罰に処せられた場合のほか、獣医師道に対する重大な背反行為、獣医事に関する不正な行為があった者などについても免許取り消しや業務停止の行政処分に処せられることとなることに十分留意すること。

- 2 貴会において、会員獣医師に限らず獣医師又は関係者が獣医事関係法令に違反する事例の情報に接した場合は、「獣医師に対する行政処分及び獣医事適正確保に係る指導強化等について（平成15年12月9日付け15日獣発第223号）」の別添1（獣医師に対する行政処分について（平成15年11月26日付け15消安第3609号。農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知））の記の規定に基づき、貴会の活動区域を管轄する獣医事監視取り締まり当局に対し通報の上、当局による是正指導、告発等の然るべき対応を求めること。